

道路占用料金表

占用物件		占用料	
		単位	金額（円）
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	電柱	1本につき1年	220
	電話柱		82
	街灯		140
	その他の柱類		560
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	160
	郵便差出箱		96
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,150
	送電塔	占用面積1平方メートルにつき1年	160
その他のもの	長さ1メートルにつき1年	72	
	占用面積1平方メートルにつき1年	350	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	法第35条に規定する事業のために設けるもの及び法第36条に規定するもの	外径が0.2メートル未満のもの	16
		外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	32
		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	82
		外径が1メートル以上のもの	160

	その他のもの	外径が0.2メートル未満のもの		36		
		外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		72		
		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		180		
		外径が1メートル以上のもの		360		
法第32条第1項第4号に掲げる施設	アーケード		占有面積 1平方メートルにつき1年	35		
	日よけ、雨よけ、その他のもの			220		
法第32条第1項第5号に掲げる施設	浄化槽		占有面積 1平方メートルにつき1年	530		
	その他のもの			300		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	商品置場		占有面積 1平方メートルにつき1年	1,120		
	祭礼縁日等に際し一時的に設けるもの			7		
	その他のもの			67		
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「施行令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチ式であるものを除く。)		表示面積 1平方メートルにつき1年	1,120		
	標識			1本につき1年	290	
	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの		占有面積 1平方メートル又は1本につき1日	9	
		その他のもの		占有面積 1平方メートル又は1本につき1年	1,120	

	アーチ式工作物	車道を横断するもの	1基につき1年	24,400
		その他のもの		5,600
施行令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料置物	板囲、足場その他工事用施設及び工事用材料置場		占有面積1平方メートルにつき1年	430
	危険防止施設			170
	詰所			1,120
施行令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる仮設収容施設			占有面積1平方メートルにつき1年	350

備考

- 1 電柱とは電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち三条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下同じ。)を支持するものとする。
- 2 電話柱とは電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち三条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。)を支持するものとする。
- 3 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。ただし、看板で両面を使用するものは、裏面の表示面積については5割減とする。